

令和4年第2回
志木市農業委員会総会議事録

令和4年2月28日

志木市農業委員会

令和4年第2回志木市農業委員会総会日程

令和4年2月28日（月）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第4号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
- (2) 議案第5号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (3) 報告第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- (4) 報告第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和4年第2回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月28日（月）午後1時55分から午後2時40分

2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 201・202会議室

3. 出席委員（11人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
	職務代理	11番
12番		志村 二美重

4. 欠席委員（2人）

1番	三枝 将樹
6番	大島 廣明

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第4号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
議案第5号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 三上 陽平

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和4年 第2回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中11人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和4年第2回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 波澄 洋子委員、10番 抜井 和彦委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入りますが、

(1) 議案第4号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第4号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第4号受付番号4番から6番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号4番から6番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号4番から6番の農地の状況につきましては、田中満男会長に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、田中会長よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第4号受付番号4番から6番について、説明、報告を行います。

本案件は、■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、7、8、9ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が死亡したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、適正に管理されておりました。また、■■■氏は、〇〇栽培を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第4号 受付番号4番から6番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第4号受付番号4番から6番は可決されました。
続きまして、議案第5号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第2号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第5号受付番号7番、8番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号7番の申請人及び農地の状況につきましては大島廣明委員に、受付番号8番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員にご同行いただき、確認しております。

この後、それぞれの担当委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第5号 受付番号7番につきまして、大島廣明委員、説明、報告をお願いいたします。

6番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第5号受付番号7番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、10、11、12ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡○丁目の交差点を■折、約○○メートルほど進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○や○○が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業

経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第5号受付番号8番について、清水和雄委員に説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第5号受付番号8番について、説明、報告を行います。
本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、13ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。それでは、議案第5号 受付番号7番、8番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第5号 受付番号7番、8番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第3号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第4号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第3号 受付番号2番につきまして、三枝将樹委員の報告を求めたいところですが、本日は欠席されておりますので、事務局の三上主事より報告を求めます。

○三上主事

会長の指名がありましたので、報告第3号受付番号2番について、報告を行います。

申請地は、14ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、〇〇を右折し、そのまま道なりに〇〇メートルほど進んだ後、〇〇交差点を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、周囲が住宅敷地となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に、報告第4号 受付番号1番につきまして、齊藤正歳委員の報告を求めます。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、報告第4号受付番号1番について、報告を行います。

申請地は、15ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、〇〇を右折し、そのまま道なりに〇〇メートルほど進んだ後、〇〇交差点を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第4号 受付番号2番につきましても、齊藤正歳委員の報告を求めます。

○7番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、報告第4号受付番号2番について、報告を行います。

申請地は、16ページをお開きください。元の市役所から県道を志木駅方面へ進み、〇〇の交差点を〇折、〇〇を右折し、そのまま道なりに〇〇メートルほど進んだ後、〇〇交差点を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっております。今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第3号、4号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、

(3) 報告第5号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』

(4) 報告第6号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』
事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』、
議案第6号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』、
事務局説明。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第5号、6号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和4年3月24日木曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、3月24日 木曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、

- (2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。
(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

①8・1調査について

②中止になった研修の代わりに配付の冊子について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和4年第2回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和4年2月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9番 波澄 洋子

10番 抜井 和彦